添加物	原材料名
五　砂糖類にあっては、「砂糖」、「ぶどう糖」、「果糖」、「ぶどう糖果糖液糖」、「果糖ぶどう糖液糖」、「高果糖液糖」等とその最も一般的な名称をもって表示し、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖にあっては「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖混合高果糖液糖にあっては「砂糖・高果糖液糖」と表示する。ただし、ぶどう糖果糖液糖、果糖ぶどう糖液糖及び高果糖液糖にあっては「異性化液糖」と、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖及び砂糖混合高果糖液糖にあっては「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。	使用した添加物を、添加物に占める重量の割合の高いものから順に、第三条第一項の表の添加物の項の規定に従い表示する。ただし、栄養強化の目的で使用される添加物に係る表示の省略規定は適用しない。
六　使用した砂糖類が二種類以上のものにあっては、五の規定にかかわらず「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に括弧を付して、「砂糖」等と原材料に占める重量の割合の高いものから順に、その最も一般的な名称をもって表示し、「砂糖、ぶどう糖果糖液糖」と、「砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖」と表示する。ただし、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用するものにあっては「砂糖・高果糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖ぶどう糖液糖を併用するものにあっては「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。	豆乳類
七　印刷瓶入りの果実飲料でその品質に関する表示をふたにする（以下「印刷瓶入り果実飲料」という。）の場合には、「異性化液糖」にあっては「液糖」と、「砂糖・異性化液糖」にあっては「砂糖・液糖」と表示することができる。	豆乳にあっては「豆乳」と、調製豆乳にあっては「調製豆乳」と、豆乳飲料にあっては「豆乳飲料」と表示する。

使用した原材料を、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、次に定めるところにより表示する。

一　「大豆」、「脱脂加工大豆」、「粉末大豆たん白」、「大豆油」、「食塩」、「みかん果汁」、「こしょう」等とその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。ただし、こしょうその他の香辛料にあっては、「香辛料」と表示することができる。

二　砂糖類にあっては、「砂糖」、「ぶどう糖果糖液糖」、「果糖ぶどう糖液糖」、「高果糖液糖」、「水あめ」等とその最も一般的な名称をもって表示し、「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、「砂糖混合ぶどう糖果糖液糖」と、「砂糖混合高果糖ぶどう糖液糖」にあっては「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、「砂糖・高果糖ぶどう糖液糖」にあっては「砂糖混合高果糖ぶどう糖液糖」と表示することができる。

三　使用した砂糖類が二種類以上のものにあっては、二の規定にかかわらず「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に、括弧を付して、「砂糖、ぶどう糖果糖液糖」等と原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示し、「砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖」と、「砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖」と、「砂糖及び砂糖混合高果糖ぶどう糖液糖」と表示することができる。ただし、砂糖を併用する場合は「砂糖・高果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖ぶどう糖液糖を併用する場合は「砂糖・異性化ぶどう糖果糖液糖」と表示することができる。

添加物	原材料名
にんじんジュース及びにんじんミックスジュース	
使用した添加物を、添加物に占める重量の割合の高いものから順に、第三条第一項の表の添加物の項の規定に従い表示する。ただし、栄養強化の目的で使用される添加物に係る表示の省略規定は適用しない。	使用した原材料を、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、次に定めるところにより表示する。 一　にんじんは、「にんじん」と表示する。ただし、濃縮にんじんを希釈して製造したものにあっては、「濃縮にんじん」と表示する。 二　果実にあっては、「りんご」、「うんしゅうみかん」、「レモン」等とその最も一般的な名称をもって表示する。ただし、にんじんミックスジュースのうち、果実を破砕して搾汁し、又は裏ごしし、皮等を除去したものを濃縮したものにあっては、「レモン（濃縮還元）」と表示する。 三　使用した果実が二種類以上の場合は、二の本文の規定にかかわらず「果実」の文字の次に括弧を付して、「りんご、レモン」等と原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。 四　野菜にあっては、「トマト」、「ほうれんそう」等とその最も一般的な名称をもって表示する。ただし、にんじんミックスジュースのうち、野菜を破砕して搾汁し、皮等を除去したものを濃縮したものを希釈して搾汁の状態に戻したものを使用したものにあっては、「ほうれんそう（濃縮還元）」、「パセリ（濃縮還元）」等と表示する。 五　使用した野菜が二種類以上の場合は、四の本文の規定にかかわらず「野菜」の文字の次に括弧を付して「トマト、ほうれんそう」等と原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。 六　砂糖類にあっては、「砂糖」、「ぶどう糖果糖液糖」、「果糖ぶどう糖液糖」、「高果糖液糖」等とその最も一般的な名称をもって表示し、「砂糖混合ぶどう糖果糖液糖」と、「砂糖混合高果糖ぶどう糖液糖」にあっては「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、「砂糖・高果糖ぶどう糖液糖」にあっては「砂糖混合高果糖ぶどう糖液糖」と表示することができる。ただし、砂糖を併用する場合は「砂糖・高果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖ぶどう糖液糖を併用する場合は「砂糖・異性化ぶどう糖果糖液糖」と表示することができる。 七　使用した砂糖類が二種類以上のものにあっては、六の規定にかかわらず「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に括弧を付して「砂糖」等と原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示し、「砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖」と、「砂糖及び砂糖混合高果糖ぶどう糖液糖」と表示することができる。ただし、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合、砂糖及び砂糖混合高果糖ぶどう糖液糖を併用する場合又は砂糖及び砂糖混合高果糖ぶどう糖液糖を併用する場合にあっては、「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。 八　にんじん、果実、野菜、砂糖類以外の原材料にあっては、「食塩」、「はちみつ」、「こしょう」等とその最も一般的な名称をもって表示する。ただし、こしょうその他の香辛料にあっては、「香辛料」と表示することができる。	